定　　款

公益社団法人栗原市シルバー人材センター

公益社団法人栗原市シルバー人材センター定款

第1章　総　則

（名　称）

第1条　この法人は、公益社団法人栗原市シルバー人材センター（以下「センター」という。）と称する。

（事務所）

第2条　センターは、主たる事務所を宮城県栗原市に置く。

（目　的）

第3条　センターは、定年退職者等の高年齢退職者（以下「高年齢者」という。）の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。次条及び第5条において同じ。）に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することなどにより、その能力を生かした就業その他の多様な社会参加活動を援助して、これらの者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

（事　業）

第4条　センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

⑴　臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高年齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。

⑵　臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高年齢者のために、職業紹介事業又は宮城県シルバー人材センター連合会が行う労働者派遣事業を行うこと。

なお、都道府県知事から「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）」第39条に規定する業務拡大に係る業種及び職種等の指定を受けた場合は、同種の事業を週40時間までとすることができる。

⑶　高年齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。

⑷　高年齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高年齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うこと。

⑸　前4号に掲げるもののほか、高年齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高年齢者の能力の活用を図るために必要な事業を行うこと。

⑹　その他目的を達成するために必要な事業を行うこと。

2　前項各号の事業は、宮城県内において行うものとする。

第2章　会　員

（種　別）

第5条　センターの会員は、次の3種とし、正会員及び特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

⑴　正会員　センターの目的に賛同し、その事業を理解している次のいずれにも該当する者

ア　栗原市に居住する原則として60歳以上の者

イ　健康な者であって、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて自己の労働能力を活用し、それによって自らの生きがいの充実や社会参加等を希望する者

⑵　特別会員　センターに功労があった者又はセンターの事業運営に必要な学識経験を有する者

⑶　賛助会員　センターの目的に賛同し、事業に協力する個人又は団体

（入　会）

第6条　会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書を理事長に提出し、理事長はその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

2　理事長はその可否を理事会に報告するものとする。

（会　費）

第7条　正会員及び特別会員は、センターの活動に必要な経費に充てるため、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2　賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

（会員の資格喪失）

第8条　会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

⑴　退会したとき。

⑵　栗原市に居住しなくなったとき。

⑶　死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。

⑷　正当な理由なく1年以上会費を滞納したとき。

⑸　除名されたとき。

⑹　全ての正会員及び特別会員の同意があったとき。

⑺　宮城県暴力団排除条例第２条第１項第４号に該当する者である場合

（退　会）

第9条　会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

（除　名）

第10条　会員が次のいずれかに該当する場合には、総会において正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の３分の２以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の7日前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

⑴　センターの定款又は規則に違反したとき。
⑵　センターの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
⑶　その他除名すべき正当な事由があるとき。
2　前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。
（会員資格喪失に伴う権利及び義務）
第 11 条　会員が第 8 条の規定によりその資格を喪失したときは、センターに対する会員としての権利を失い、義務を免れる。
2　センターは、会員が資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第 3 章　総　会

（構　成）
第 12 条　総会は、正会員及び特別会員をもって構成する。
2　前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。
（権　限）
第 13 条　総会は、次の事項について決議する。
⑴　役員の選任又は解任
⑵　役員の報酬等の額又は役員の報酬等の支給の基準
⑶　第 29 条第 1 項に規定する役員の責任の軽減
⑷　定款の変更
⑸　各事業年度の事業報告及び決算の承認
⑹　正会員、特別会員又は賛助会員の会費の金額
⑺　会員の除名
⑻　解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
⑼　合併
⑽　第 42 条に規定する長期借入金
⑾　前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項
（種別及び開催）
第 14 条　センターの総会は、定時総会及び臨時総会の 2 種とする。
2　定時総会は、毎事業年度終了後３ヶ月以内に開催する。
3　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
⑴　理事会において開催の決議がなされたとき。
⑵　正会員及び特別会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事長にあったとき。
（招　集）
第 15 条　総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2　理事長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。
3　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項、その他法令で定める事項を記載した書面をもって、開催日の7日前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員及び特別会員が書面によって、議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

（議　長）

第16条　総会の議長は、当該総会において正会員及び特別会員の中から選出する。

（議決権）

第17条　総会における議決権は、正会員及び特別会員1名につき1個とする。

（定足数）

第17条の2　総会は、正会員及び特別会員の総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

（決　議）

第18条　総会の決議は、法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、正会員及び特別会員の議決権の過半数を有する正会員及び特別会員が出席し、出席した正会員及び特別会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
2　前項の場合において、議長は正会員及び特別会員として決議に加わることはできない。

（書面議決等）

第19条　総会に出席できない正会員及び特別会員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は他の正会員及び特別会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。
2　前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員及び特別会員は出席したものとみなす。

（議事録）

第20条　総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。
2　議長及び出席した代表理事は、前項の議事録に記名押印する。

第4章　役　員

（役員の設置）

第21条　センターに次の役員を置く。
⑴　理　事　　10名以上14名以内
⑵　監　事　　3名以内
2　理事のうち1名を理事長、1名を副理事長、1名を常務理事とする。
3　前項の理事長及び副理事長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって法

人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第 22 条　役員は、総会の決議によって選任する。

2　理事長及び副理事長、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3　監事は、センターの理事又は使用人を兼ねることができない。

（理事の職務・権限）

第 23 条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、センターの業務の執行の決定に参画する。

2　理事長は、センターを代表し、その業務を執行する。

3　副理事長は、理事長を補佐し、センターの業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4　常務理事は、センターの業務を分担執行する。

5　理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第 24 条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、センターの業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3　前 2 項に定めるもののほか、監事に関する事項は、法人法で定めるところによる。

（任　期）

第 25 条　理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2　監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3　役員は、第 21 条第 1 項で定める定数に足りなくなった場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

4　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

（解　任）

第 26 条　役員は、総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の 3 分の 2 以上の決議に基づいて行わなければならない。

（報酬等及び費用）

第 27 条　役員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2　役員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

3　前 2 項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める役員の報酬等及び費用に関する基準による。

（取引の制限）
第 28 条　理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
⑴　自己又は第三者のためにするセンターの事業の部類に属する取引
⑵　自己又は第三者のためにするセンターとの取引
⑶　センターがその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるセンターとその理事との利益が相反する取引
2　前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
（役員の責任の免除）
第 29 条　センターは、役員の法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、総会において、正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の 3 分の 2 以上の議決により、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、免除することができる。

第 5 章　顧問等

（顧問等）
第 30 条　センターには、顧問及び参与をおくことができる。
2　顧問及び参与は、理事長の諮問に応え、理事長に対し、参考意見を述べることができる。
3　顧問及び参与は、理事会において任期を決めた上で選任する。
4　顧問及び参与に、その職務の対価として報酬を支給することができる。
5　顧問及び参与に、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
6　前 2 項に関し必要な事項は、別に定める役員等の報酬等及び費用に関する基準による。

第 6 章　理事会

（構　成）
第 31 条　センターに理事会を置く。
2　理事会は、すべての理事をもって構成する。
（権　限）
第 32 条　理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
⑴ 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
⑵ 規則又は規程(法令及び定款で総会決議事項とされる事項に関するものを除く。)の制定、変更及び廃止
⑶ 前各号に定めるもののほかセンターの業務執行の決定

⑷ 理事の職務の執行の監督
⑸ 理事長及び副理事長、常務理事の選定及び解職
⑹ 各事業年度の事業計画及び収支予算の決定
⑺ 法人法 118 条の２に規定する契約(補償契約)又は同第 118 条の 3 に規定する契約(役員賠償責任保険契約)を締結する場合における契約内容の決定

(招　集)

第 33 条　理事会は、理事長が招集する。

2　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 7 日前までに、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。

4　前項にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議　長)

第 34 条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるとき、理事会の議長は、副理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 34 条の 2　理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決　議)

第 35 条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 36 条　前条の規定にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。

ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 36 条の 2　理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2　前項の規定は、第 23 条第５項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 37 条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2　出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章　資産及び会計

（資産の管理）

第 38 条　センターの資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の決議により、別に定める。

（事業年度）

第 39 条　センターの事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第 40 条　センターの事業計画書及び収支予算書等（収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類）は、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2　前項の書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに、行政庁に提出しなければならない。

3　第１項の書類は、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第 41 条　センターの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告及び計算書類並びにこれらの附属明細書、財産目録を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得た上で、定時総会において承認を得るものとする。

2　前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

⑴　監査報告

⑵　役員の名簿

⑶　役員の報酬等の支給の基準を記載した書類

⑷　運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3　前２項の書類は、毎事業年度の経過後３ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

（長期借入金）

第 42 条　センターが資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の３分の２以上の議決を経なければならない。

第 8 章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第 43 条　この定款は、第 46 条及び第 47 条の規定を除き、総会において、正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の

議決権の 3 分の 2 以上の議決により変更することができる。
2　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。
3　前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

（解　散）

第 44 条　センターは、法人法第 148 条第 1 号及び第 2 号並びに第 4 号から第 7 号までに規定する事由によるほか、総会において正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の 3 分の 2 以上の決議により解散する。

（公益目的取得財産残額の贈与）

第 45 条　センターが公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。）において、認定法第 30 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を 1 ヶ月以内に、総会の決議により、国若しくは地方公共団体又は認定法第 5 条第 20 号に掲げる法人に贈与するものとする。

（残余財産の処分）

第 46 条　センターが解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議により、国若しくは地方公共団体又は認定法第 5 条第 20 号に掲げる法人に贈与するものとする。

第 9 章　事務局

（事務局）

第 47 条　センターの事務を処理するため、センターに事務局を置く。
2　事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3　重要な職員は、理事会の承認を得て理事長が任免する。
4　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

第 10 章　公告の方法

（公告の方法）

第 48 条　センターの公告方法は、電子公告により行う。
2　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、宮城県において発行する「河北新報」に掲載する方法とする。

第 11 章　情報公開等

（情報公開等）

第 49 条　センターは、公益目的事業の質の向上を図るため、運営体制の充実を図る

とともに、財務に関する情報の開示その他の運営における透明性の向上を図るものとする。

第12章　雑　則

（委　任）

第50条　この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附　則

1　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2　センターの最初の理事長は菅原昭一及び副理事長は高橋賢昭、常務理事は小野寺源清とする。

3　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附　則

この定款の一部改正は、平成25年5月31日から施行する。

附　則

この定款の一部改正は、平成29年5月30日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附　則

この定款の一部改正は、定款変更登記が完了した日から施行する。

附　則

この定款の一部変更は、令和2年6月17日から施行する。

附　則

この定款の一部変更は、令和3年5月28日から施行する。

附　則

この定款の変更は、令和8年5月27日から施行する。